

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 8 月 1 日施行

令和 7 年 7 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 3 8 号

佐用町農業者肥料価格高騰対策事業実施要綱

佐用町農業者肥料価格高騰対策事業実施要綱をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町農業者肥料価格高騰対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰により、高騰する化学肥料から有機肥料への転換を促すため、転換を希望する農家に有機肥料の導入を支援する農業者肥料価格高騰対策事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 助成券が対価の弁済手段として使用される物品の購入をいう。
- (2) 特定事業者 特定取引を行い、助成券の換金を申し出ることができる事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、佐用町内に住所を有する者とする。

(助成率等)

第4条 助成対象、購入限度量、助成率は別表第1のとおりとする。ただし、助成金額に1円未満の端数が生じた場合は、切捨て後の金額とする。

(交付申請)

第5条 助成を希望する者は、佐用町農業者肥料価格高騰対策事業実施申請書（様式第1号）を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(助成券交付)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は申請の内容の審査を行い、当該申請が適当であると認める場合は、助成券（様式第2号）を交付するものとする。

(助成券の使用範囲等)

第7条 助成券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

(助成券の使用期限)

第8条 助成券は、町長が指定する期限まで特定取引に使用することができる。

(転売の禁止)

第9条 特定取引により肥料を購入した者は、その肥料を転売してはならない。

(特定事業者)

第10条 特定事業者は、町長が別途指定する町内業者とする。

(特定事業者の責務)

第11条 特定事業者の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 特定事業者は、特定取引において助成券の受取を拒んではならない。
- (2) 特定事業者は、助成券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (3) 特定事業者は、町と適切な連携体制を構築しなければならない。
- (4) 特定事業者は、その他町長の定める事項を遵守しなければならない。

(特定事業者の取消)

第12条 町長は、特定事業者が前条に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(助成券の換金)

第13条 特定事業者は、特定取引において助成券が使用された場合は、佐用町農業者肥料価格高騰対策事業請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、その助成金額に相当する額を町長に請求する。

(1) 助成券(様式第2号)

(2) 助成券取りまとめ一覧表(様式第4号)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合は、関係特定事業者に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

(不当利得の返還)

第14条 町長は、申請を偽りその他不正な手段により助成券の交付を受けた者に対して助成金額に相当する額の返還を求める。

2 町長は、第9条の規定に違反した者に対して助成金額に相当する額の返還を求める。

3 町長は、第12条の規定により登録を取り消された者に対して、偽りその他不正な手段により請求された助成金額に相当する額の返還を求める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第4条関係)

助成対象	面積あたりの購入限度 量	助成率
堆肥散布	1.5トン/10a	1/2
ちやがらちゃん	3袋/a	1/2
発酵牛糞	10袋/a	1/2
バーク堆肥	10袋/a	1/2

様式第 1 号（第 5 条関係）

佐用町農業者肥料価格高騰対策事業実施申請書

年 月 日

佐用町長 様

住所

氏名

（団体の場合は、団体名および代表者名）

電話番号

※ 日中に連絡がとれる番号をご記入ください。

☐対象となる有機肥料等

肥料番号	補助対象肥料名	主原料	面積あたりの購入限量
A	ちゃがらちゃん	茶殻	3袋/ a
B	発酵牛糞	牛フン	10袋/ a
C	パーク堆肥	牛フン+豚フン+樹皮	10袋/ a
D	堆肥散布	牛フン	1.5t _〇 /10a

☐作付予定作物名および助成希望袋数

	作付予定作物名	作付予定面積	希望肥料番号	希望袋数
1		a	A・B・C・D	袋
2		a	A・B・C・D	袋
3		a	A・B・C・D	袋
4		a	A・B・C・D	袋
5		a	A・B・C・D	袋

※但し、各メーカーの供給数を超えた場合は、再度選択していただく場合やご希望に添えない場合があります。申請内容について確認する場合がありますので、日中に連絡がとれる電話番号を必ずご記載ください。

様式第2号（第6条関係）

助 成 券

（特定事業者名）

住所

氏名

（商品名）

（団体の場合は、団体名および代表者名）

（割引対象肥料数）

_____ 袋

金 _____ 円（販売金額）①

事業番号 _____

金 _____ 円（町助成額）②

金 _____ 円（実質自己負担額）③ = ① - ②

※有効期限：令和 年 月 日（ ）までにご購入ください。

年 月 日発行 佐用町 農林振興課

助成券利用手順

- ①販売店に事前に予約する。※数量・引取日時を伝える。
- ②助成券を提示して購入する。
- ③商品を引き取る。

※購入後は速やかに商品を引き取ってください。

様式第 3 号（第14条関係）

佐用町農業者肥料価格高騰対策事業請求書

年 月 日

佐用町長 様

住所

氏名

令和 年度佐用町農業者肥料価格高騰対策事業実施要綱第 1 4 条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

請求額 円

振込口座

金融機関名 :

店舗名 :

預金・貯金の種類 : 普 通 ・ 当 座

口座番号 :

口座名義人（ふりがな） :

※助成券（様式第 2 号）及び助成券取りまとめ一覧表（様式第 4 号）を添付す
ること

様式第4号（第14条関係）

助成券取りまとめ一覧表

[illegible]